

## 空き家バンク実施マニュアル

## (目的)

第 1 条 この実施マニュアルは、市内における防災、衛生、景観等の面で周辺に悪影響を与える空き家の発生を防止するとともに、当該空き家の利活用を促進することを目的とする。

## (用語の定義)

## 第 2 条

- (1) 空き家 個人が自己の居住等を目的として建築し、現に居住していない市内に存在する一戸建て住宅及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他権利により、空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を空き家の利用を希望する者に対し、提供する制度をいう。

## (適用上の注意)

第 3 条 この実施マニュアルは、空き家バンク以外による空き家の取引等を制限するものではない。

## (登録申込等)

第 4 条 空き家バンクに空き家を登録しようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書に次の各号に掲げる書類を添付して市長へ提出しなければならない。

- (1) 空き家バンク登録カード
- (2) 空き家の位置図
- (3) 空き家の外観が確認できる写真
- (4) 情報登録誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による登録申込があった場合、その内容等を確認の上、適当と認めるときは、情報を空き家バンクに登録し、所有者等に空き家バンク登録完了書により通知するものとする。また、不適当と認めるときは、所有者等に空き家バンク登録不可通知書により通知するものとする。

3 登録の有効期間は、登録した日より、3年間とする。ただし、改めて登録の申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(登録内容の変更)

第5条 登録完了書による通知を受けた所有者等は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書を市長へ提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第6条 登録者は、当該登録を取り消すときは、空き家バンク登録取消届出書を市長に届け出なければならない。

2 市長は、空き家バンク登録取消届出書の提出があったとき又は、空き家バンクに登録された空き家等に係る所有権その他の権利に移動があったことを確認したときは、当該登録物件の登録を削除するとともに、空き家バンク登録取消通知書により当該登録者に通知するものとする。

(利用申込等)

第7条 利用希望者は、空き家バンク利用申込書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みのあったときは、その内容を確認の上、適切であると認めたときは、空き家バンク利用登録台帳に登録し、空き家バンク利用登録完了書により、当該申込者に通知するものとする。また、不相当と認めたときは、所有者等に空き家バンク登録不可通知書により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による利用登録完了書の通知を受けた利用申込者が登録物件に関する情報提供または交渉を望む場合は、必要な範囲において、情報を利用申込者に提供するものとする。

(物件登録者と利用登録者の連絡等)

第8条 前条の規定による利用の申込みの通知を受けた物件登録者又は媒介を行う者は、遅滞なく利用登録者へ空き家の見学対応等の連絡を行うものとする。

2 市長は、物件登録者と利用登録者との空き家の利用に関する交渉及び売買、賃貸借の契約については、直接これに関与しないものとする。

3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(媒介)

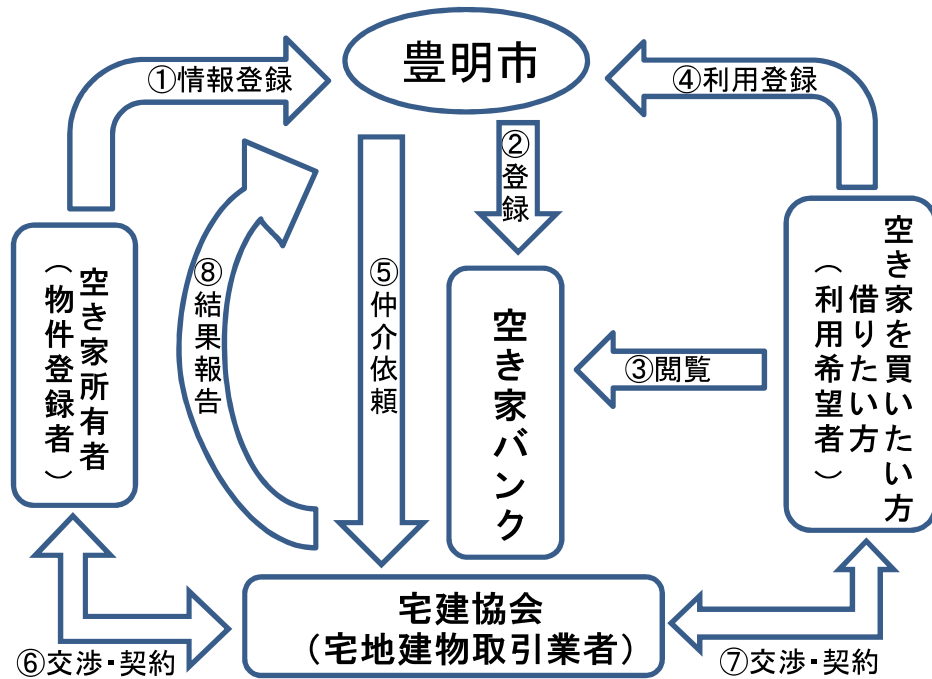
第9条 市長は、物件登録者と利用登録者の交渉に係る媒介について、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会名南支部と協定を締結するものとする。

2 物件登録者及び利用登録者が、契約交渉の媒介の依頼を希望する場合、市長は、公益社団法人宅地建物取引業協会名南支部に対し、契約交渉の媒介を依頼することとする。

## 空き家バンク登録カード

物件所在地	豊明市				
所有者等	住所	〒 (        -        )			
	氏名		電話番号		
	携帯電話番号		FAX 番号		
	Eメール				
所有者の意向	希望形態	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 賃貸			
	希望価格	<input type="checkbox"/> 売買 (        ) 円 <input type="checkbox"/> 賃貸 (        ) 円/月			
補修の要否	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 小規模な補修必要 <input type="checkbox"/> 大規模な補修必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中				
補修の費用負担	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他 (        )				
利用状況	<input type="checkbox"/> 空き家期間 (        ) 年 <input type="checkbox"/> 年に数回利用 <input type="checkbox"/> その他 (        )				
物件の概要	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他			
	面積	土地	m <sup>2</sup>		
		建物	1階	m <sup>2</sup>	2階
				坪	坪
	間取り	1階	<input type="checkbox"/> 居間 (        畳) <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ		
			<input type="checkbox"/> その他		
		2階	洋室 (        ) 室	(        ) 畳	(        ) 畳
			和室 (        ) 室	(        ) 畳	(        ) 畳
	2階	<input type="checkbox"/> 居間 (        畳) <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ			
		<input type="checkbox"/> その他			
	洋室 (        ) 室	(        ) 畳	(        ) 畳		
	和室 (        ) 室	(        ) 畳	(        ) 畳		
建築年月	年        月	築年数 約 (        ) 年			
耐震改修の状況	<input type="checkbox"/> 未診断 <input type="checkbox"/> 診断済 <input type="checkbox"/> 改修済				
都市計画法関係	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域				
設備の状況	電気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他 (        )			
	ガス	<input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他 (        )			
	風呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他 (        )			
	トイレ	<input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り			
	水道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他 (        )			
	下水道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他 (        )			
	駐車場	<input type="checkbox"/> あり (        台分) <input type="checkbox"/> なし			
	庭	<input type="checkbox"/> あり (        ) m <sup>2</sup> <input type="checkbox"/> なし			
	その他				
主要施設 までの距離	最寄駅 (        ) km	バス停 (        ) km	市役所 (        ) km		
	小学校 (        ) km	中学校 (        ) km			

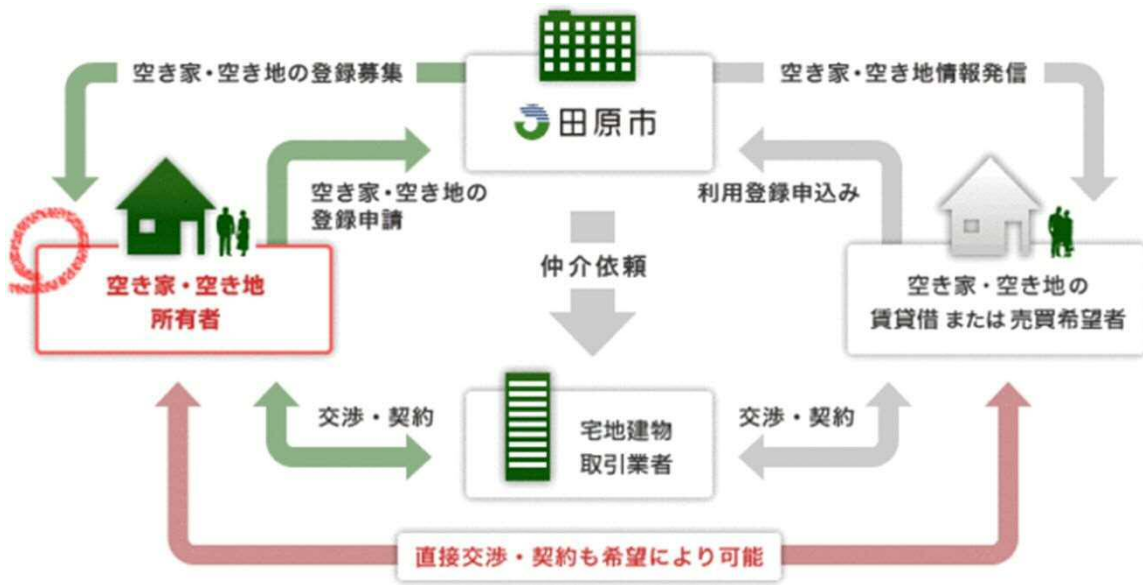
豊明市空き家バンクフロー



空き家所有者(物件登録者)	豊明市	利用希望者
①市役所へ情報登録依頼	②空き家バンクへ情報登録	③空き家バンク閲覧
	⑤宅建協会へ仲介依頼	④市役所へ利用登録依頼
⑥不動産業者と契約	⑧宅建協会より結果報告受理	⑦不動産業者と契約

# 空き家バンクフロー

**田原市** 協定なし



**日進市** 協定あり



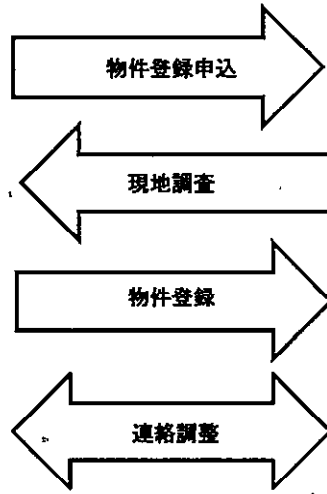
# 新城市空き家バンクイメージ図

新城市

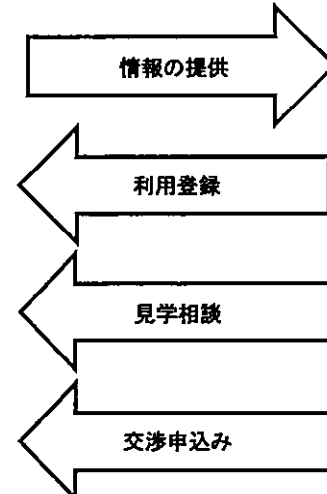
協定あり

空き家所有者

売りたい方  
貸したい方



新城市



空き家利用希望者

買いたい方  
借りたい方

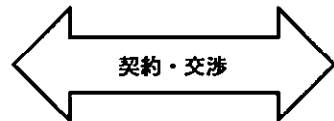
連絡調整

協定

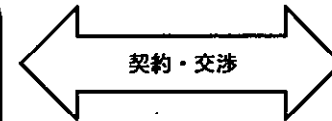
地域

宅建協会の媒介による契約の場合

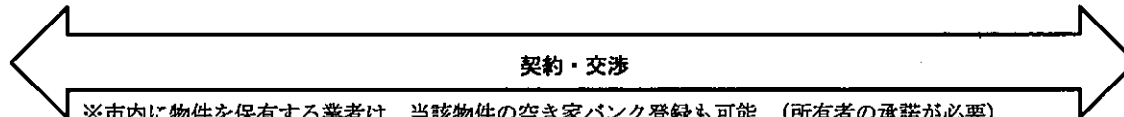
- ・地域の情報の公開（希望地区のみ）
- ・地域面談の実施（希望地区のみ）



宅建協会



当事者間の直接交渉による契約の場合



※市内に物件を保有する業者は、当該物件の空き家バンク登録も可能。（所有者の承諾が必要）